

様式第1号（第3条関係）

移住支援金交付申請書

令和 年 月 日

（あて先）佐賀市長

佐賀市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱第3条の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

| | | | |
|---------|---|----------|--|
| フリガナ | | 生年月日 | |
| 氏名 | | | |
| 住所 | 〒 | 電話 番号 | |
| メールアドレス | | | |

2 移住支援金の内容（該当するものに○を付けてください。）

| | | | |
|----------|-----------------|-------------------------|---|
| 单身・世帯 | 单身 ・ 世帯 | 移住に係る世帯員の数 （申請者を除く。） | 人 |
| 移住支援金の種類 | 就業 ・ テレワーク ・ 起業 | | |

3 各種確認事項（該当するものに○を付けてください。）

| | | |
|---|-------------------|------------------|
| 別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について | A. 誓約する | B. 誓約しない |
| 別紙2「佐賀市地方創生移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について | A. 同意する | B. 同意しない |
| 申請日から5年以上継続して佐賀市に居住し、かつ、就業・起業する意思について | A. 意思がある | B. 意思がない |
| （就業の場合のみ）就業先の法人の代表者、取締役その他の経営を担う者との関係 | A. 3親等以内の親族に該当しない | B. 3親等以内の親族に該当する |
| （テレワークの場合のみ）佐賀市への移住の意思について | A. 自己の意思である | B. 所属からの命令である |
| 同一世帯に属する者の過去佐賀市から移住支援金の受給の有無 | A. ない | B. ある |

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 佐賀市に転入する直前の住所

| | |
|----|---|
| 住所 | 〒 |
|----|---|

5 (要綱第2条第2項第2号イ又は同項第3号イに該当する場合のみ記載) 特別区への在勤履歴

| 期間 | 就業先 | 就業地 |
|----|-----|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

| | |
|----------|--------------------------|
| 勤務先部署 | |
| 勤務先へ行く頻度 | 週・月・年 回程度／行くことはない／その他() |

| | |
|----------------|--|
| 管理コード (佐賀市使用欄) | |
|----------------|--|

移住支援金の交付申請に関する誓約書

- 1 佐賀市地方創生移住支援事業に関する報告及び立入調査について、佐賀市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下のいずれにも該当する者ではありません。なお、佐賀市が必要な場合には、佐賀県佐賀北警察署に照会することについて承諾します。
 - (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (3) 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
- 3 以下の場合には、佐賀市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額若しくは半額又は市長が必要と認める額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満で佐賀市外に転出した場合 全額
 - (3) （就業の場合のみ）移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額
 - (4) 佐賀県が実施する佐賀県地域活性化等企業支援事業に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合 全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に佐賀市外に転出した場合 半額
 - (6) 佐賀市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱第8条第1項の規定による報告及び立ち入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたことが判明した場合 市長が必要と認める額
 - (7) その他法令や交付決定の条件に違反したとき 市長が必要と認める額

(様式第1号別紙2)

佐賀市地方創生移住支援事業に係る個人情報の取扱い

市は、佐賀市地方創生移住支援事業の実施に際して得た個人情報について佐賀市個人情報保護条例（平成17年佐賀市条例第20号）その他法令等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市は、当該個人情報について、佐賀県その他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、佐賀県その他の都道府県、他の市町村に提供し、又は確認する場合があります。